

安芸高田市奨学金の返還免除制度について

安芸高田市では、平成 29 年 4 月より若者定住促進の取組として、安芸高田市の奨学金を利用していた方に対して、安芸高田市に居住している場合、市内に居住している期間の奨学金返還額を免除する制度を創設しました。

【対象者】 安芸高田市の奨学金を利用し、その貸付金の返還が開始する又は返還中の方

【免除要件】 ①安芸高田市内へ居住していること。
②返還免除決定がされるまでの奨学金返還金が未納でないこと。
③市税等の滞納がないこと。

【免除期間】 安芸高田市内に居住する期間

【お問い合わせ先】 安芸高田市教育委員会 教育総務課
電話：0826-42-0049